

総務常任委員会

委員長 鈴木昌一

南相馬市行政嘱託員設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

原町区下渋佐行政区の閉区並びに原町区上太田字陣ヶ崎の字の区域の変更及び画定に伴い、これらの行政区の区域を整理するため、必要な改正を行うもの。

【原町区下渋佐行政区】改正内容

改正後		改正前	
行政区名	区域	行政区名	区域
上渋佐	上渋佐及び下渋佐	上渋佐	上渋佐
		下渋佐	下渋佐

【原町区上太田字陣ヶ崎関係】改正内容

改正後		改正前	
行政区名	区域	行政区名	区域
陣ヶ崎一	陣ヶ崎の東部	陣ヶ崎一	上太田字陣ヶ崎の東部のうち雲雀ヶ原三を除いた区域
陣ヶ崎二	陣ヶ崎の西部及び南部	陣ヶ崎二	上太田字陣ヶ崎の西部及び南部
上太田	上太田	上太田	上太田のうち陣ヶ崎一及び陣ヶ崎二を除いた区域
雲雀ヶ原三	大木戸字松島、南東方及び南原の一部	雲雀ヶ原三	大木戸字松島、南東方及び南原の一部、上太田字陣ヶ崎の一部

質疑 東日本大震災で被災し、区域のほぼ全域が災害危険区域に指定された行政区の再編等の協議について。

答弁 三区で各々異なる状況もあり、各区毎に再編に係る意向調査を行っている。避難指示が解除された

小高区については、現在帰還見込み数等を整理中であり、整った段階で全39行政区で座談会を開催し、意向を確認して再編についての協議を進めていきたい。

審査の結果原案の通り可決

あっせんの申立てについて【主な内容】

- 申立て先 原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）
- 申立ての相手方 東京電力ホールディングス株式会社
- 申立ての概要 東京電力福島第一原子力発電所の事故に基づき生じた損害賠償の請求のうち、東京電力ホールディングス株式会社を支払いに合意しない額10億8千131万4千696円を支払うよう和解の仲介を求めるもの。

質疑 東京電力との交渉経緯と、あっせん申立てに至った判断の妥当性について。

答弁 今回申立てる平成23年度分の約10億8千万円

については、東電から「弊社事故による法令、政府指示により負担を余儀なくされた費用であることが確認できない」等、賠償対象外である旨が示された本市の費用であり、これ以上直接交渉しても進まない判断した。和解不成立の場合は、次の段階として訴訟を検討する。

審査の結果原案の通り可決

財産の取得について

- 取得の目的 小高区復興拠点施設整備事業用地
- 取得する土地の表示 南相馬市小高区本町一丁目22番など計11筆 5千225・46㎡
- 取得予定価格 1億315万3千円
- 取得の方法 随意契約

質疑 用地の取得に係る今回の契約は、土地売買契約と、建物の移転補償契約の別建てとなっており、4千800万円を超える移転補償契約が議決対象となっていない。

土地の取得価格とは、土地の財産的価値のみを問題としているわけではなく、土地の取得に要する費用とみるべきであるとの考え方もある。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の趣旨に鑑みれば、双方の契約を一体の契約として議会に諮るべきではないか。

答弁 議決を逃れるような形で契約を分けることは許されない。今後は、当事者による特段の理由や、支払い関係で支障のないものについては、一本の契約でしているよう、関係課と研究を進めながら、取り扱いを見直していきたい。

審査の結果原案の通り可決

建設経済常任委員会

委員長 渡部 一夫

財産の取得について

・取得の目的

被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入

・取得する動産及び数量

自脱型コンバイン・トラクター（車輪型）・動力噴霧機・乾燥機関係一式・玉ねぎ移植機・収穫機・乾燥機

・取得金額

5億3千642万5千円

・取得の方法

指名競争入札による買入れ

・取得の相手方

株式会社南東北クボタ
原町営業所

質疑

被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入であるが、今回の5億3千600万円も含めて、これまでの機械の購入総額について伺う。

答弁

これまでの貸与については、平成24年度からスタートしており、実績額につ

いては、15億3千363万4千365円となっている。

質疑

農機具を搬送する機械について、現状の基準ではトラクターでひくタイプのもので認められていないが、現場の耕作者から上がっている基準には沿わない要望に対して、市として、国、県に対してどのような姿勢で臨むのか伺う。

答弁

指摘のとおり、基準では明らかに認められないものもあるが、要望があれば、具体的に農業者の方から話を伺い、認めて頂くよう、考え方、状況などを丁寧に関、県に対しては、個別具体的に必要性を説明し、相談をしながら対応をしていきたいと考えている。

質疑

これは議会の議決が必要であり、手続きに時間を要することから、実際に使用する農業者から苦情等があるのか伺う。

答弁

確かに申請から時間がかかるが、農業者のそれぞれの作業に合わせる形で事務を進めており、苦情とかは特にない。

質疑

この制度は、平成32年度までのものと伺っているが、事業の終期、最終の申請について。

答弁

終期については、機械の導入が終わって事業完了となるので、基本的に事業完了をさせるといものが平成32年度であると考えている。

審査の結果原案の通り可決

陳情第4号 土取場開発に対する地域の安全対策に関する陳情について

〔陳情者〕

金沢行政区長 西山芳春

〔陳情の趣旨〕

小規模開発に関する許可や届け出受理において、行政による的確な指導・監督をしていただきたく、次の事項について陳情いたします。

1 南相馬市への届け出継続において、大規模開発

の案件はもちろん、南相馬市が管理する小規模開発の届け出についても、地域への事前説明・協議を条件とすること。

特に、工事用車両の安全運行や土砂流出などに対応するため、関係行政区、関係水利組合、隣接土地所有者などへの事前説明を条件とし、地域住民から求めがある場合は、南相馬市も協議に参加すること。

2 複数の小規模開発が隣接して行われることがあるので、南相馬市は、許可・届け出案件ごとの対応にとどめず、地域全体の開発状況を把握して、指導・監督を行うこと。

3 南相馬市への届け出継続において、土取場からの土砂流出防止策と、発生時の復旧体制や、開発事業者の緊急時連絡先などを明示させること。

4 工事用車両の運行に關し、地域住民の通学・通勤などの安全確保策を明示させること。

5 小規模開発が多くなっ

ていることに鑑みて、南相馬市として上記事項に關する規則などを整備し、山林開発事業者に対し事前周知を行うこと。

願意妥当であり、採択

陳情第5号

農業者戸別補償制度の復活を求める意見書の提出を求める陳情については、内容について詳細に検討するため、閉会中の審査を要するため継続審査となりました。

常任委員会審査